

## 八幡浜市バナー広告表現ガイドライン

このガイドラインは、八幡浜市公式ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するに当たり、その広告表現等について、要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティ（使いやすさ）を保持するために、広告表現について必要な事項を定めるものとする。

### 1 禁止表現

次の表現を含んだバナー広告は、閲覧者の意思に反した動き、又は誤解を与えるおそれがあるため使用しない。

- (1) 閉じる、いいえ、キャンセル等のボタン
- (2) アラートマーク（警告記号）
- (3) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (4) ラジオボタン、プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）

### 2 GIFアニメ使用上の注意

GIFを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を0.4秒以上とする。

### 3 市の事業との区別

次の表現については、閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部と誤解するおそれがあるため禁止する。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 施設ガイド又は教育相談等の市事業を連想させるような一般的な表現を用いるもの

### 4 色調

文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして文字を読みやすくするよう配慮すること。

### 5 解像度

文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。